

書 評

『(典型判例シリーズ)実務理論
事故法大系III 建築事故』

小賀野晶一、平沼直人 編著

本書は、保険毎日新聞社から典型判例シリーズとして『実務理論 事故法大系』を刊行する企画の第3巻である。本シリーズは、はしがきにもあるように「民事事件を対象に、事故法を形成する膨大な数の判例のなかか

ら典型判例を精選し、実務理論を提示することを目的とする。典型判例とは、裁判例のうち、裁判所の法創造機能が顕著に認められ、その後の判例及び紛争処理実務に影響を及ぼすものとして位置づけられるべきものをい

う」とする。これはまさに、われわれ実務家が共通して求めるものに他ならない。さらに、はしがきでは、「実務理論は自由法

このような意図の下、編者のほか14人の弁護士、学者(2人)、一級建築士といった布陣で執筆されており、まさに正鵠(せいこく)を得たもの

型判例として、①建築紛争における瑕疵(契約不適合)の意義、②設計者の説明義務、③指定確認検査機関の賠償責任、④法令違反と契約の効力―

が、第II章「建築事故と不法行為責任」では『概説』の後に、⑤設計者、施行者の建物所有者に対する不法行為責任、⑥現実的な危険が未だ顕在化していない瑕疵と不法行

に対する不法行為責任(景観権)―国立マンション事件、⑩不法行為責任と工作物責任の競合―が、第三章「損害論」では『概説』の後に、⑪建物

に関する居住利益の損益相殺の可否、⑫損害拡大防止義務、⑬賠償額の予定がある場合の過失相殺の可否、⑭化学物質過敏症への貸主の予見・対応義

に、⑯指定確認検査機関が建築確認をした場合の地方自治体の処分庁当性等、⑰確認申請に対する処分留保の違法性、⑱建築主事による建築確認が国賠法上違法となる場合、⑲入札指名停止と国賠法上の違法―が取り上げられている。

われわれ実務家が建築紛争について向き合うときには、さまざまなことに考えを巡らせる必要がある。それは、単純な損害賠償事件において、加害者・被害者といった対立的な論点にとどまらな



学のもとに位置づけられる理論であり、概念法学の理論とは基本的に異なる、実務の紛争処理等において重要な役割をしっかりと務めることができる理論をいふ」としている。何ともうれしい次第である。

のとなっている。本書の構成はI章からIV章に分かれており、第I章「責任のありかた」では、『概説』の後に典

為責任、⑦構造計算を行う責任の有無、⑮建築家賠償責任保険における「滅失またはき損」の意義―

が、第IV章「行政との関係」では『概説』の後に、⑯建築主事による建築確認が国賠法上違法となる場合、⑲入札指名停止と国賠法上の違法―が取り上げられている。

われわれ実務家が建築紛争について向き合うときには、さまざまなことに考えを巡らせる必要がある。それは、単純な損害賠償事件において、加害者・被害者といった対

立的な論点にとどまらない深層にまで検討を要するからである。事件の本質を究明するには、設計と施工の責任の解明、さらには建築確認申請まで問題とされる場合があるからである。

が、決して狭い意味の「事故」に関する判例にとどまるものではない。先ほど述べた第I章から第IV章の小タイトルを見て明らか通り、建築関係全般にわたる限なく

なコンパスとなり得るものとなっている。その意味で、日頃から建築関係事件を取り扱っている裁判官、弁護士等だけでなく、とかく専門的で難しいと思われるが、建築関係事件にこれから挑戦していこうとする若き法曹にとつて、本書はバイブル的な存在となることは間違いないと思

われる。私自身、いつも傍らに置いておきたい1冊である。(A5判/404頁、保険毎日新聞社刊、23年9月10日発行、税込4620円)

建築関係全般にわたる判例を的確に評価・コメント

〔評者〕 山本 卓也 (弁護士)

つまり、建築紛争は単